

令和 6 年度 函南町立東中学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」を指す。そして、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものであり、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題であると考ええる。

本校では、「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、静岡県及び函南町の定める「いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識のもと、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、函南町立東中学校として次のような基本方針をここに定める。

II 基本的な考え方

誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人間として人格が尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあると考える。そのことを踏まえたいじめ防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめが起きてしまった場合には、該当生徒の声に耳を傾け、生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出し、解決に至るまで関わっていくことが大切である。そして、これらの活動を通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できる力を育み、強く逞しく、夢を持って社会で活躍することのできる人格の形成を目指していくことも重要であると考ええる。

(1) いじめに対する基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて

・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒と

の信頼関係を深める。

- ・生徒が自己実現を図れるように、わかる授業を日々行うことに努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を日々の教育活動を通じて生徒に示す。
- ・生徒がいじめの非違性について理解するだけでなく、いじめ問題を現実問題として受け止め、解決に向かうための行動に移すことができるよう指導する。
- ・アンケート結果や日々の生徒観察から、生徒一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者が相談しやすい雰囲気作りと高いカウンセリングマインドの保持に努める。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深めると同時に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動のふり返りを怠らない感性を身につける。
- ・「いじめ」の訴えに際しては、訴えた生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確認、迅速に対応する。
- ・問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求め、全校体制で指導にあたる。

1 学校におけるいじめの未然防止

(1) いじめが起こりにくい集団づくり

ア 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・どの生徒に対しても、一人の人間として尊重する態度で接する。
- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような、誰もが過ごしやすい望ましい学級集団作りに努める。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

イ 教職員と生徒との信頼関係づくり

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を、全ての生徒が持てるように、さまざまな教育活動の中で継続して指導する。
- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、学習に対する達成感・成就感を味わい、自己存在感・自己有用感・健全な自尊感情（自己肯定感）を育む。
- ・教育相談アンケートを年3回（学期1回）、いじめアンケートを年5回

（１・２学期２回、３学期１回）実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に、教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当る。

(2) 生徒自らがいじめについて考える機会の設定

ア 道徳の時間の充実

- ・思いやりの心や一人ひとりがかけがえのない存在であるといった人権や命の大切さを、道徳の時間だけでなく学級活動の時間をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。

イ 集団の自治能力を高める取り組み

- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取り組みを進める。
- ・学級活動で、生徒がいじめについて主体的に考えるとともに、生徒自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。

(3) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア 学校内における教職員の連携

- ・方針についての教職員の共通理解を通して、校内体制の強化を図るとともに、全ての教育活動を通して、『いじめは絶対に許されない』という学校風土の構築に努める。
- ・生徒に関する情報の共有化を図り、生徒の実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・「報告」「連絡」「相談」を学校内で機能させる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め実践力を高める。また、h y p e r - Q Uを年２回実施し、生徒の状態を把握・分析することで、よりよい学校生活と友達づくりの促進をはかる。

イ 家庭・地域との横の連携

- ・保護者やスクールアドバイザーの協力を得て、朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、地域での会合等で伝え、理解と協力を求める。また、生徒が発するサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。

ウ 関係機関との連携

- ・教育委員会、函南町教育支援センター、学校運営協議会、児童相談所、所轄警察署（生活安全課少年係スクールサポーター）、スクールアドバイザーなどと可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行う。

2 いじめの早期発見

(1) 生徒が出すサイン

ア 表情や言動に変化がないか注視する。

- ・生徒との日々のふれあいを大切にし、些細な変化やサインを見落とさないよう心がけ、未然防止と早期発見に努める。
- ・毎日、登下校指導を全校体制で実施する。また、理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか把握し、家庭との連絡を密にする。
- ・始業前や昼食指導時、休み時間に校内巡回を実施する。

イ 学級の雰囲気注目する。

- ・日々、夢や目標をもって取り組んでいるか、表情や態度はどうか、生徒自身や学級全体に無力感が漂っていないか観察する。
- ・素直に自分を表現できる環境や雰囲気が整っているか注視する。

ウ 特定の生徒への対応の違いに注目する。

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか、生徒同士の間関係やその変化の把握に努める。
- ・特定の子が失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか注視する。

(2) 早期発見の手立て

ア 観察

- ・すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高める。
- ・生活ノート等を通して、日々生徒理解に努める。
- ・支援を必要とする生徒やきめ細かな対応が必要な生徒についての情報を共有し、組織で対応する。

イ 情報収集

- ・生徒が安心して相談できるよう、日頃から積極的に声をかけ、生徒との信頼関係を築くように努める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・教職員間や保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努める。

- ・スクールカウンセラーを活用し、生徒、保護者に対して、継続的な教育相談を実施する。

ウ 調査

- ・定期的な調査（年間 5 回のいじめアンケート、年間 3 回の生活に関するアンケート）を実施し、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。
- ・学校評価アンケートの中にいじめについての項目を設け、生徒・保護者に実施する。

エ 相談体制の整備

- ・年 2 回（6 月、11 月）、個別相談を実施し、全教員で相談にあたる。また、校内や外部の相談機関の周知に努める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ア 情報モラル教育を積極的に進めるために、生活安全課少年係スクールサポーターをはじめとする関係機関との連携を進める。また、PTA 総会や新入生説明会等の機会を利用し、講師を招聘して携帯電話やインターネットについて、生徒や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、啓発活動に努める。
- イ 情報収集に努めるとともに、**定期的なアンケートによる調査**を実施する。
- ウ パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- エ インターネットやソーシャルメディアの特性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- オ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を保護者に働きかけるとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策推進法」第 22 条に規定される組織として、「いじめ対策防止委員会」を常設する。
- (2) いじめ対策防止委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意志決定権者は校長とする。
- (3) いじめ対策防止委員会の委員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任とする。なお、個々の事案に応じて、スクールカウンセラーなどの関係の深い教職員を追加する。また、事案の性質等、必要に応じ

て、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）など外部専門家の参加を得る。

4 いじめに対する措置

いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、全教職員で対応にあたるものとする。

(1) いじめ対策防止委員会の開催

- ・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、ケース会議を開催する。ケース会議は、教育支援センターや教育委員会等とも連携しながら、問題解決まで継続的に行っていく。

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職・生徒指導主事・学年主任に報告するとともに、いじめ対策防止委員会等、校内で情報を共有する。
- ・人権に配慮しながら正確な事実関係を的確に確認し、指導の記録をとる。

(3) 解決に向けた支援と指導

ア いじめられた生徒への支援

- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員が情報共有し、組織的な対応のもと、解決を図る。
- ・スクールカウンセラーなどの専門家と連携した指導を行う。

イ いじめた生徒への指導

- ・いじめた生徒へは、いじめは許されないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・いじめた生徒から、いじめをおこなってしまったときの気持ちや状況などを聞き取り、心の状態や行動がよりよい方向に改善されていくように指導する。

ウ 周囲の生徒への指導

- ・はやし立てたり、見て見ないふりをしたりすることは、「いじめ」をしていること、「いじめ」を容認したことにつながることを指導する。
- ・「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

エ 保護者への対応

- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭が協力して解決を図る。また、再発防止のための指導の方向性や方法について説明し、理解と協力を求める。
- ・ いじめ対策防止委員会の判断のもと、当該学級・当該学年・全校での保護者会を開催するか否か決定し、いじめの事実と学校の対応について説明し、理解と協力を求める。

(4) 教育委員会への報告

- ・ いじめ対策防止委員会が設置されたケースや校長が必要と判断したケースについては、教育委員会に事実関係や指導の状況を時系列で報告する。

(5) 経過観察と再発防止に向けて

ア 継続的な経過観察による追加支援

- ・ いじめ解消後も継続した指導を行う。

イ 再発防止・未然防止に向けた指導体制の点検

- ・ 再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を組織的に行う。
- ・ P D C A サイクルに基づき、随時指導体制の点検と見直しを行う。

5 重大事態への対処

- (1) 以下に該当する事案が発生した場合は、重大事態と判断し、その対処にあたる。
 - ・ 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時。
 - ・ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時。
- (2) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに教育長に報告する。また、生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 校長は、いじめ対策防止委員会を招集し、速やかに適切な方法によって、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、今後の指導方針を明確にし、迅速に事案の解決にあたる。
- (4) 校長は、被害生徒及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供するとともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。
- (5) 校長は、加害生徒及び保護者に対して、当該調査結果を適切に提供すると

ともに、事態解決に向けた具体的な取り組みを伝え、関係者全員で心のケアにあたる。

- (6) 校長及び教職員は、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、いじめを行った生徒に対して懲戒を加えることができるものとする。
- (7) 校長は、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられないような事態にあり、教育上必要と認められる場合、生徒の出席停止に係る意見を教育委員会に具申する。
- (8) 校長は、命に関わる重大事態が発生した場合は、躊躇なく、関係機関に支援を求めることとする。

6 学校評価

- (1) いじめ防止等のための取り組みについて、適切な措置が行われるようにするために、学校評価(自己評価及び学校関係者評価)の中で取り扱うものとする。学校評価においては、年度毎の取り組みについて、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かすものとする。
- (2) この基本方針は、P D C Aサイクルに基づき、本校の状況に応じて、いじめ対策防止委員会や職員会議において点検・見直しを進め、適切に改訂を行う。
- (3) 策定したいじめ防止基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

令和 6 年 4 月 1 日 いじめ防止基本方針策定